

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025(以下「本大会」という。)において、本大会の開催趣旨に賛同する企業、団体等(以下「企業等」という。)からの協賛の募集及び契約の手続等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協賛 企業、団体等が本大会の開催趣旨に賛同し、東京都の政策連携団体である公益財団法人東京都スポーツ文化事業団(以下「事業団」という。)に対して、本大会の準備・運営に要する金銭、役務及び物品を提供することをいう。

なお、本大会の準備・運営の主な事業内容は以下のとおりとする。

- ア 競技・会場の準備・運営に関すること
- イ 開閉会式の準備・運営に関すること
- ウ 宿泊・輸送に関すること
- エ アクレディテーションに関すること
- オ 会場における警備に関すること
- カ 飲食・会場内の清掃に関すること
- キ 医療体制・ドーピング検査に関すること
- ク デフリンピックスクエアの準備・運営に関すること
- ケ ボランティアに関すること
- コ スタッフのユニフォームに関すること
- サ 表彰式・メダルに関すること
- シ 全国におけるPR活動に関すること
- ス その他、本大会の準備・運営等に必要とする事業に関すること

(2) 協賛企業 協賛に係る契約を締結した企業等のことをいう。

(3) 指定物品等 本大会の準備・運営に要する役務及び物品であり、事業団が別に定めるものをいい、原則として最新の「東京都グリーン購入ガイド」に定める基準を満たすもの。

(4) 協賛金等 協賛企業が提供する金銭及び協賛企業が提供又は貸与する指定物品等のことをいう。

(5) 協賛金額 協賛企業が提供する金銭の額及び協賛企業が提供又は貸与する指定物品等の評価額の合計額をいい、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(協賛のカテゴリ)

第3条 協賛のカテゴリは、次のとおりとする。

(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー

第2条第1号に掲げる本大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業

(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー

第2条第1号に掲げる本大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業

(募集期間)

第4条 協賛企業の募集期間は、原則としてこの要綱の施行された日から令和7年9月30日までとする。ただし、指定物品等については、この期間に関わらず、必要数量等を満たした時点で終了する場合がある。

(協賛受入れの条件等)

第5条 事業団は、企業等から協賛の申込みを受けた場合、協賛の内容が、本大会の開催趣旨に沿い、かつ、本大会の準備・運営に資するものであること及び協賛受入れの対象となる企業等が以下の各号のいずれにも該当しないことを判断のうえ、契約手続に着手するものとする。

- (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。
- (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。
- (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。
- (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。

(契約手続等)

第6条 協賛に係る契約締結及び協賛金等の受入れは、原則として以下の手順により行うものとする。

- (1) 協賛を行う意思のある企業等は、別記様式第1号による協賛申込書（以下「申込書」という。）を事業団に提出する。
- (2) 協賛を行う意思のある企業等は、申込書にあわせて、前条各号に該当しないことを示すため、別記様式第2号による誓約書を、事業団に提出する。
- (3) 事業団は申込書及び誓約書の提出を受け、一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）及び東京都に対して情報共有のうえ、受入れが適当であるか「財務契約検討会」で確認する。
- (4) 事業団は、連盟、東京都、連盟デフリンピック運営委員会及び事業団で構成する「契

約・調達管理会議」に付議し、手続の適正性について確認する。

- (5) 事業団は、前2項により受入れの妥当性及び手続の適正性が確認できたものは、国際ろう者スポーツ委員会に対して報告のうえ、申込みを行った企業等と別に定める契約書により契約を締結する。
- (6) 事業団は、受入れが適当でないとは判断した場合、申込みを行った企業等にその旨を通知する。
- (7) 事業団は、協賛金等を受領した場合には、別に定める受領証又は借受証を協賛企業に対して交付する。
- (8) 事業団に貸与された指定物品等を返却する際は、協賛企業は、借受証の返却又は返却したことを証する書面を事業団に提出する。

(金銭の額及び支払期限等)

第7条 協賛企業が提供する金銭の額及び支払期限等については、個別の契約により定める。

(指定物品等の評価額及び納入日等)

第8条 協賛企業が提供及び貸与する指定物品等の評価額及び納入日等については、個別の契約により定める。

(エンブレム等の使用及び協賛企業の広告掲出等)

第9条 協賛企業が使用可能なエンブレム等及び事業団が実施する協賛企業の広告掲出等については別に定める。

(協賛金等の使途)

第10条 事業団は、受領した全ての金銭を本大会の準備・運営に係る経費に充てる。

2 事業団は、受領した指定物品等を本大会の準備・運営に活用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、事業団デフリンピック準備運営本部長が別に定める日から施行する。